

## 接道部緑化

敷地内の道路に面する部分を生垣にするときや、緑化するとき、植栽工事や緑化にともなうブロック塀撤去の費用の一部を助成します。

## 屋上緑化

屋上や屋根のないベランダを緑化するとき、緑化基盤の整備および植栽工事の費用の一部を助成します。

## 壁面緑化

ワイヤー等の補助器具を利用して、建物の壁面を緑化するとき、植栽工事および補助器具工事の費用の一部を助成します。

## 保存樹木等の指定

良好な形状を持つ樹木・樹林・竹林・生垣で一定の基準を満たすものを保存樹木等として指定しています。

保存樹木等に指定されると、管理にかかる経費の一部を助成する制度などがあります。

〈お問い合わせ先〉

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 南館 5階 23番窓口

板橋区 土木部 みどりと公園課 みどり推進係

TEL : 03-3579-2533

板橋区 緑化への助成

検索



みどりのある暮らし  
はじめませんか？

区設掲示板  
貼付承認済印

有効 5. 6. 16 から

期間 5. 6. 30 まで

板橋区役所  
板橋区町会連合会